

中標津町運輸・交通事業者支援金

原油価格や物価高騰の影響を受けて厳しい経営環境に直面している運輸・交通事業者を応援するため、対象車両台数に応じて支援金を交付します。

交付対象者

令和4年8月1日時点において下記の対象事業を営み、町内に本社を有する法人又は本町に住民登録をしている個人事業主（本町の町税等に滞納がない者）

対象事業	対象車両（リース含む）
①トラック運送事業（貨物自動車運送事業）	事業用車両 （緑・黒ナンバーのみ）
②貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）	
③タクシー・ハイヤー事業（一般乗用旅客自動車運送事業） （特定旅客自動車運送事業）	
④自動車運転代行業	登録車両（随伴用車両）

※8月1日時点で対象事業に使用する車両に限る。被けん引車、二輪自動車は除く。
※自動車検査証における使用の本拠の位置が「中標津町内」であり、かつ用途が①は「貨物」又は「特種」、②は「乗合」、③は「乗用」であること。

支援金額

普通自動車及び軽自動車（最大積載量3トン未満等）は、1台につき **2.5万円**
大型自動車及び中型自動車（最大積載量3トン以上等）は、1台につき **4万円**

申請方法

申請期限 令和4年10月31日（月）【厳守】

申請窓口 ※対象事業によって申請窓口が異なりますので、ご注意願います。

①トラック運送事業については

経済振興課 商工労働係（庁舎2階） ☎ 73-3111（内線365）

②貸切バス事業、③タクシー・ハイヤー事業、④自動車運転代行業については

生活課 交通町民相談係（庁舎1階） ☎ 73-3111（内線221）

【申請に必要な書類については裏面をご覧ください】

申請に必要な書類

※申請の前に下記提出が揃っているか必ず確認してください。

		①トラック	②貸切バス	③タクシー ・ハイヤー	④運転代行
1	中標津町運輸・交通事業者支援金交付申請書（第1号様式）	○	○	○	○
2	中標津町運輸・交通事業者支援金交付対象車両一覧（第2号様式）	○	○	○	○
3	暴力団排除誓約書（第3号様式）	○	○	○	○
4	中標津町運輸・交通事業者支援金請求書（第4号様式）	○	○	○	○
5	振込先口座が確認できる通帳の写し	○	○	○	○
6	運輸局からの許可書又は更新許可書等の写し（貨物軽自動車運送事業は、事業経営届出書等の写し）	○	○	○	
7	公安委員会からの認定書の写し				○
8	対象車両全ての車検証の写し	○	○	○	○
9	町税の収納状況を確認する同意書	○	○	○	○
10	【法人の場合】発行日から3ヵ月以内の履歴事項全部証明書	○	○	○	○
11	【個人事業主の場合】発行日から3ヵ月以内の住民票の写し	○	○	○	○
12	町長が必要と認める書類	※	※	※	※

※支援金の審査において、別途書類の提出を求める場合があります。

申請書は各申請窓口に設置し、町ホームページにも掲載しています。